

【3月26日付けーモンタナ州知事による自宅待機命令の発出】

- 26日、ブロック・モンタナ州知事は、全州民に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、必要不可欠な活動以外の外出を禁止する自宅待機命令（Stay-at-Home Directive）を発出しました。
- 同命令は、28日（土）午前零時から、4月10日（金）までとされています。
- モンタナ州に居住又は滞在されている在留邦人の方は、同知事命令を遵守し、不要不急の外出を控えてください。

1 州知事による自宅待機命令についての情報は以下のリンクで確認できます。

・州知事室プレスリリース

<http://governor.mt.gov/pressroom/governor-bullock-issues-stay-at-home-directive-to-slow-the-spread-of-covid-19>

・州知事命令本文

<https://bloximages.chicago2.vip.townnews.com/billingsgazette.com/content/tncms/assets/v3/editorial/e/04/e04d2f22-ed33-5edc-8bbe-d03dd0388bca/5e7d3afebbf98.pdf.pdf>

1 自宅待機命令の概要

(1) 自宅または生活の拠点地での待機

モンタナ州民は、例外を除き、自宅または生活の拠点となっている場所において待機することが命じられる。

(2) 必要不可欠でない事業の閉鎖

必要不可欠でない事業以外の事業活動の停止を命じる。自宅からの勤務が可能な場合は、事業の継続が可能。

必要不可欠とみなされる事業

- 食料品店，薬局
- 食品造業，農業
- チャリティ・福祉サービスを提供する組織
 - コミュニケーション
 - ガソリンスタンド，修理工場など移動に必要とされている事業
 - 金融，不動産
 - 修理道具を販売する道具店
 - 電気技師，配管工など市民生活の安全を維持するに必要な事業
 - 郵送・配送業
 - 教育機関

- ランドリー
- 飲食業（テイクアウト、デリバリーなど、現地での飲食が生じないサービスのみ）
- 自宅勤務に必要な製品・サービスを提供する事業
- 交通
- 自宅で必要とされるケア・サービス
- 障害者などが滞在する施設
- 司法、経理などのプロフェッショナルサービス
- サプライチェーン
- 労働組合
- 宿泊施設
- 葬儀場

（３）集会の禁止

本命令が認めている集会以外の全てのプライベート、公の自宅外での集会の実施を禁じる。

（４）禁止または承認される移動

旅行は、必要不可欠場合のみに制限される必要がある。公共交通機関を使用する者は、人との安全距離（６フィート）を保たなければいけない。

（５）移動の制限

薬の調達、緊急外来へのアクセスなど健康と安全を保つことを目的とした外出、食料調達など必要な資源の調達、散歩やランニングなどのアウトドアアクティビティ、必要不可欠とされる仕事、家族や友人の介助を目的とした外出は認められる。その際には、人との安全距離を保つこと。

（６）医療サービス

医療サービス提供を目的とした医療従事者の外出、右サービスを受けるための市民の外出を認める。

（７）人的支援サービス

人的支援サービス提供を目的としたサービス提供者、サービス受益者の外出を認める。

（８）必要不可欠なインフラ

食品製造、配送、貯蔵、建設業など、必要不可欠なインフラサービス提供者の外出を認める。

（９）行政の機能

救急、消防、警察等の緊急事態初動対応者、法廷、刑務所等の職員、軍事関係等、州、連邦政府の活動従事者による業務は本命令の対象から除外される。

（１０）法的拘束力の有無

本命令は、郡の弁護士またその他の自治体当局の下、法的拘束力を有する。

(関連情報リンク)

- モンタナ州保健局ホームページ

<https://dphhs.mt.gov/>

- モンタナ州各郡における感染者数

<https://montana.maps.arcgis.com/apps/MapSeries/index.html?appid=7c34f3412536439491adcc2103421d4b>

■本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています。

■在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

○オンラインで在留届提出済の方：帰国・転出等のアップデートもオンラインでできます (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)。

○当館窓口に直接提出された方：在留届の変更（帰国・転出含む）は、以下の URL から所定の用紙をダウンロード後、当館領事班までメール (consul@se.mofa.go.jp) 乃至 FAX (206)812-5971 で送付ください。

<https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000499579.pdf> (ダウンロード用在留届の変更届 (帰国・転出含む))

○新規に在留届を提出される方：上記オンラインのリンク乃至、下記ダウンロード用届を E メール (consul@se.mofa.go.jp) 乃至 FAX(206)812-5971 で当館まで送付下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf> (ダウンロード用在留届)

■ 在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL:(206)-682-9107

HP: https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>